

決算特別委員会運営要領(案)

1 開催時期

委員会は、9月定例会の会期中および11月定例会開会までの閉会中に開催するものとする。

2 説明のため出席を求める者

区 分		説 明 員
常時出席を求める者		会計管理者 監査委員事務局長
決算概要説明等のとき出席を求める者		総合政策部長 総務部長 会計管理者 企業庁長 病院事業庁長
決算意見書等の説明のとき出席を求める者		代表監査委員
歳入歳出審査等のとき出席を求める者	知事部局	知事公室長 各部長 各部次長 各課(室)長
	会計管理局	会計管理局長 次長 会計課長
	企業庁	企業庁長 次長 各課長
	病院事業庁	病院事業庁長 理事 次長 各センター事務局長
	教育委員会	教育長 教育次長 各課(室)長
	警察本部	警察本部長 各部長 関係課長
	その他の行政委員会等	各事務局長 次長 関係課長
		上記のほか委員会が必要と認める者
総括的質疑質問のとき出席を求める者		知事 副知事 知事公室長 各部長 会計管理者 企業庁長 病院事業庁長 教育長 警察本部長 代表監査委員 各行政委員会等の事務局長

3 説明の要領

- (1) 決算概要については会計管理者、企業庁長および病院事業庁長が、健全化判断比率および資金不足比率については総務部長が、審査意見については代表監査委員がそれぞれ説明する。

また、滋賀県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件として定める条例に基づく滋賀県基本構想の実施状況報告の概要については、総合政策部長が説明する。

- (2) 各部局ごとの説明は、各部局の長または次長が所管分について総括的に行うものとし、その時間は30分以内とする。

4 発言の要領

- (1) 各部局ごとの審査

ア 委員の発言は、自席において行う。

イ 委員外議員の発言は、部局ごとに委員の発言がすべて終了した後、に許可する。

- (2) 総括的質疑質問

ア 質疑質問は交渉会派が行うものとし、その人数は各会派それぞれ1人とする。

イ 質疑質問をしようとする委員は、総括的質疑質問日の前日正午（特に事情があるときは、委員長が委員会に諮って定める時）までに発言通告書を委員長に提出するものとする。この場合における期間の計算については、休日を除くものとする。

ウ 質疑質問の順序は、多数会派の順とする。

エ 関連質問は、質疑質問が交渉会派を代表して行われるという性格上、行わないものとする。

オ 委員の発言は、発言席において質問項目および答弁者ごとを単位とする一問一答方式で行うものとし、発言時間は、答弁を除いて1人当たり25分以内とする。

5 その他

委員会は、議員室において開催するものとする。

(平成25年10月 日決算特別委員会決定)